

鳥取県オオキンケイギク防除実施（変更）計画書

1. 防除対象の特定外来生物

オオキンケイギク (*Coreopsis lanceolata*)

2. 防除を行う区域

山陰海岸国立公園のうち鳥取県鳥取市に位置する区域

大山隠岐国立公園のうち鳥取県西伯郡大山町並びに伯耆町に位置する区域及び同国立公園区域に隣接する西伯郡大山町赤松に位置する区域

3. 防除を行う期間

令和6年5月1日から令和16年4月30日

4. 分布等状況

令和5年度に実施した調査では、鳥取県内においては19市町村のうち日吉津村を除く18の市町村で定着が確認されており、河川敷や道路沿い、海岸等に分布している。

本計画により防除を行う鳥取砂丘、大山においても、近年、オオキンケイギクの分布が拡大している。道路沿いや観光施設の駐車場等で定着しており、山陰海岸国立公園、大山隠岐国立公園の生態系への影響が懸念されるとともに、周辺地域への分布拡大が懸念されている。

5. 防除の目標

生態系に係る被害の防止を図るため、区域内における分布範囲の縮小及び生態系への影響の低減を長期目標とする。

6. 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容

(1) 調査

防除の実施と並行して、生育状況の調査を可能な限り行い、効果的な防除に取り組む。

(2) 採取

防除を行う区域内に生育している当該個体について、引き抜きや刈り取り等による駆除を実施する。なお、防除の対象となる生物以外の希少種等の生物の生息又は生育に支障がある期間及び区域は避けるように配慮する。

(3) 防除により採取した個体の処分

当該個体については、飛散防止対策を講じた上で、焼却処分等を行い適切に処分する。

(4) モニタリング

必要に応じて生育状況及び被害状況をモニタリングし、防除の効果を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するように取り組む。

(5) 地域住民への周知

防除を実施するには、事前に地域住民等への周知を図る。

(6) 関係法令の遵守

防除の実施にあたっては、関係法令を遵守する。